



意見書

定例会の最終日に次の意見書（議員提出議案）を上程し、原案のとおり可決しました。可決した意見書は、内閣総理大臣をはじめ関係機関に送付しました。

医師不足を解消し、安心できる地域医療体制の確保を求める意見書

近年、全国的に、特に小児科や産婦人科などにおける医師不足が深刻な問題となっている。地域住民が安心して生活するためには、救急医療や産婦人科・小児科医療など必要な医療サービスがいつでも利用できることが重要であり、こうした医師不足問題の解消は喫緊の課題である。

このような医師不足は、1）平成16年4月から実施されている臨床研修制度により大学医局の医師派遣機能が低下し、地域の医療機関からの医師の引き上げが生じていること、2）公的病院等での医師の過酷な勤務実態、地域の医療機関の経営状況の悪化などが生じていること、3）女性医師の増加に対応する仕事と子育ての両立支援策が十分に講じられていないことなど様々な原因が複合的に作用して生じている。

医師不足の解消に向け、医療機関の集約化や、魅力ある研修病院の整備、病院間連携体制の整備、小児救急での電話相談窓口の整備など様々な努力を進めているが、安心できる地域医療体制の整備に向けて国においても引き続き積極的な取り組みを進める必要がある。また医師不足のみでなく看護師や助産師の不足も同様に近年重要な課題となっている。

以上のことから、国におかれましては、医師不足を解消し、安心できる地域医療体制を確保できるよう、下記の事項について要望します。

記

1. 地域医療の再構築に向けて、総合的なビジョンを早急に策定すること
 2. 救急医療体制の整備・維持、周産期医療体制の整備・維持のための支援策の拡充を図ること
 3. 小児科医療等の医師不足が指摘される科目の診療報酬の抜本的な見直しを図ること
 4. 中核病院と地域医療機関の連携を強化するための対策を講じること
 5. 臨床研修制度のあり方について検討を行い、前期・後期臨床研修において、地域医療への従事が適切に確保できるよう取り組みを進めること
 6. 医科系大学の定員における地域枠の拡大を図るとともに、奨学金制度の充実など地元への定着を進めるための施策の充実を図ること
 7. 院内保育の確保や、女性医師バンクの充実など女性医師の仕事と生活の両立を図るための支援策を充実すること
 8. 看護師、助産師の不足に対して積極的な対策を講じること
 9. 小児救急の電話相談事業の充実のための対策を講じること
 10. 出産・分娩に係る無過失補償制度の早期の創設を図ること
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年3月20日

埼玉県八潮市議会

提出先 衆議院議長・参議院議長・内閣総理大臣・厚生労働大臣

●第1回定例会日程●

本 会 議	
2月28日	開会、開議、会議録署名議員の指名、会期の決定、諸報告、議案第1号～38号までの上程及び提案理由の説明
本 会 議	
3月8日	総括質疑（議案に対する質疑）、議案の委員会付託
9日	総務文教常任委員会
12日	建設水道常任委員会
13日	民経消防常任委員会
14日	本会議（一般質問）
16日	本会議（一般質問）
19日	本会議（一般質問）
本 会 議	
20日	委員会報告、質疑、討論、採決、追加議案（議第1号～3号議案）の上程及び提案理由の説明、質疑、討論、採決、閉会

その他の一般質問事項

平成19年第1回定例会で行われたその他の一般質問事項については、次のとおりです。

▼高齢者の交通事故防止について
▼景観計画と各施策の関連性について
▼歩道上のコミュニケーション空間の創出について
▼保育行政について
▼特別支援教育について
▼新型インフルエンザ対策について
▼放課後子どもプランについて
▼学校図書館図書について
▼財政問題について
▼公共施設等の耐震化の推進について
▼青色道路照明灯設置について
▼商工振興政策について
▼自立支援教室について
▼災害時要援護者支援体制について
▼ホーム

ページでの地図情報案内サービスの実施について
▼実効性のある公益通報制度とする改善策について
▼小中一貫教育について
▼八條地区の公園設置について
▼子育て支援について
▼「健康日本21」運動について
▼救急業務における感染症対策について
▼市民の声ボックスについて
▼コミュニケーションバスの運行について
▼福祉用具の利用について
▼福祉改革について
▼モビリティマネジメントについて
▼八潮駅前出張所の利便性について
▼職員の士気の向上について
▼三位一体改革による影響について
▼契約について
▼税制について

議会を傍聴しましょう

本会議及び委員会は、どなたでも傍聴することができます。

定例会は年4回開かれ、次回は6月1日に開会予定となっています。

傍聴は、市議会の活動にふれることのできる身近な方法ですので、ぜひ傍聴してください。

●本会議の傍聴

本会議場の傍聴席は、記者席4席、一般席42席があります。

傍聴を希望される方は、傍聴申込書に住所・氏名を記入し、傍聴者入口から傍聴席に入ります。

●委員会の傍聴

委員会の傍聴できる人数は、10人までです。

なお、傍聴の手続きは、本会議と同様です。

●傍聴する際の注意事項

傍聴する際は、拍手をしたり騒ぎ立てたりいけないなどの傍聴規則を守りましょう。

また、傍聴する方は、傍聴席において写真、ビデオ等の撮影又は録音等をすることができません。

【平成19年第1回定例会の傍聴者数61名】

次回の定例会は6月1日開会予定

議員からの寄附は、罰則をもって禁止されています!!!

議員（候補者等を含む）が、入学式・卒業式の行事やお祭り・運動会・親睦旅行会・会合等の行事に対し、お祝い・寄附・差し入れ等を行うことは、公職選挙法により、議員資格剥奪の罰則をもって禁止されています。

また、受け取った人も罰せられます。

個人に対しても、お祝い金（入学・卒業等）・贈り物（お中元・お歳暮等）をすることも、同様に禁じられています。

なお、例外的に罰せられない行為として、議員本人が持参する結婚式のお祝い・香典があります。

市民の皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

